

## 特許権の存続期間の延長制度の対象分野とする条件について(案)

特許権の存続期間は原則「出願から20年間」とされている中で、延長制度は、例外として認められているものである。したがって、延長対象の拡大を検討するにあたり、存続期間を延長すべきか否かは、他の技術分野とのバランスも考慮して、慎重に議論されるべきである<sup>1</sup>。

### 1. 制度の趣旨を踏まえた前提条件

#### (1) 法規制による処分が、業としての特許発明の実施を禁止している。

特許権者は「業として」特許発明の実施をする権利を専有する(特許法第68条)。したがって、本延長制度は発明者の保護を目的とすることから、特許発明の業としての実施を禁止状態とする処分が対象となる。例えば、特許発明を実用化した製品の製造・販売が禁止される場合が挙げられる。

#### (2) 当該規制対象分野全体として、かつ、不可避的な規制審査期間があり、しかも、当該期間の短縮にも、安全性の確保等の観点からおのずから限界がある。

安全性の確保等のための政府の法規制そのものは、その趣旨からして必要欠くべからざるものであるが、その結果として、当該規制対象分野全体として、かつ、不可避的に、本来享受できるはずの特許期間がその規制に係る期間の分だけ享受し得ないこととなっている。しかも、これらの規制審査期間の短縮にも、安全性の確保等の観点からおのずから限界がある<sup>2</sup>。

#### (3) 安全性等の審査に農薬や医薬品と同程度の期間がかかる。

現行制度の対象である農薬や医薬品のように、安全性等の審査に、平均的に相当の期間(例えば2年以上)かかり<sup>3</sup>、特許された発明の実施ができないため、他の技術分野よりも発明の保護が著しく欠けている場合が例外的に延長制度の対象となりうる<sup>4</sup>。例えば、存続期間20年満了しても特許発明の実施ができな

<sup>1</sup> 昭和62年改正法案の国会審議において、原案では医薬品のみを対象とされていたが、衆議院商工委員会(昭和62年5月)で農薬の登録も医薬品と同様に審査に時間がかかることが指摘された。その後、農薬の登録を待つために特許発明が実施できなかった過去10年分の実績が提出されて、検討された結果、農薬も対象とされた。

<sup>2</sup> 特許庁編 工業所有権法(産業財産権法)逐条解説[第17版]207p参照。

<sup>3</sup> 過去5年間(出願日基準)に、認められた特許権の延長期間の平均は、農薬分野で約3年4月、医薬品分野で約3年10月。

<sup>4</sup> 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編平成11年改正工業所有権法の解説には、「法律の規定による処分を受けるまでに「相当の期間」を要するものについては、延長登録制度の

った不利益を補償できなかった(できない蓋然性の高い)具体的事例が十分存在することにより説明されうる。

## **2. 政策的観点からの条件**

上記1.の条件の他にも、以下に挙げられるような政策的な観点からの検討も必要と考えられる。

### **(1) 処分と関係する特許権者と第三者とのバランスを考慮する。**

特許権の存続期間は、「特許権を与えて発明者の利益を保護することにより発明の保護・奨励を図り産業技術の向上に資するとともに、特許権という独占かつ排他的支配権の付与による第三者の営業活動上の制限ないし不利益、及び発明の実施の促進による産業の発達に寄与するという目的との調和をはかった」ものである<sup>5</sup>。

したがって、存続期間の延長は、特許権者のみならず、当該特許権を利用する可能性のある技術分野の第三者まで含む社会全体が、延長制度を必要とすることが求められる。

### **(2) イノベーションの進展に寄与するか否かも考慮する。**

処分と関係する技術分野におけるイノベーションの進展に寄与するか否かも考慮すべきである。決してイノベーションを阻害する要因になってはならない。

### **(3) 国際的動向も踏まえる。**

特許制度の国際的調和が求められる中、延長制度の見直しにおいても国際的動向を踏まえるべきである。

---

対象となる。制度導入当時、処分を受けるまでに要する期間が他の分野と比べ極めて長期間であった医薬品及び農薬品を存続期間の対象とし、これらと同程度の期間を要するものが生じた場合には、随時特許法施行令を改正し、延長登録の対象とすることとしていた。現在のところ、処分を受けるまでに医薬品及び農薬品と同程度の期間を要するものは、承知する範囲で存在していなかったため、今回の法律改正においても延長登録の対象を拡大する必要はないとした。」と記載されている。

<sup>5</sup> 中山信弘編「注解特許法[第三版]」上巻634p 参照。